

令和7年度大山崎町国民健康保険税 試算書

令和7年度 国民健康保険税率

課税区分	①所得割 所得に応じて負担	②均等割 1人あたり定額	③平等割 世帯あたり定額	限度額 ①+②+③
医療分	8.10%	33,600円	21,300円	66万円
介護分 (40歳～64歳)	2.54%	11,200円	5,500円	17万円
後期高齢者 支援金分	2.59%	10,900円	7,000円	26万円

○国民健康保険税の計算方法について

国民健康保険税は、国民健康保険の加入者の保険税を世帯ごとに計算します。

保険税には、3つの区分と3つの項目があります。

3つの区分…「医療分」、「介護分」、「後期高齢者支援金分」※介護分は、40歳～64歳のみ

3つの項目

- ・「所得割」…前年の所得に決められた割合をかけて計算します。
- ・「均等割」…世帯で加入している人数分かかります。
- ・「平等割」…世帯ごとにかかります。世帯の加入者の人数は関係ありません。

全ての金額を合計したものが、年間（4月から翌3月）の保険税です。

① 試算の前に下記情報をご用意ください。

(必要情報)

	加入者①	加入者②	加入者③	加入者④	加入者⑤
前年の所得金額	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
計算の元にする所得	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

※計算の元にする所得＝前年の所得金額－43万円

計算の元にする所得の合計 (A)	(円)	加入人数計 (B)	(人)
------------------	-----	-----------	-----

○前年の所得金額とは？

令和7年度の試算であれば、前年の令和6年中（1月～12月）の給与所得・事業所得・不動産所得・配当所得・雑所得（公的年金に係る所得）・一時所得などの合計所得金額から純損失の繰越控除を適用した後の金額です。

○計算の元にする所得とは？

前年の所得金額から基礎控除額（43万円）を引いた金額です。

退職所得（一時金として受け取る場合）や非課税所得（障害年金・遺族年金・雇用保険の失業給付など）は含みません。

② 用意した情報を元に下記表を計算します。

保険税試算

課税区分	①所得割 所得に応じて負担	②均等割 1人あたり定額	③平等割 世帯あたり定額	合計 ①+②+③
医療分	(A) × 8.10% =()円	(B) × 33,600円 =()円	21,300円	=()円 限度額: 66万円
介護分 (40歳～64歳)	(A) × 2.54% =()円	(B) × 11,200円 =()円	5,500円	=()円 限度額: 17万円
後期高齢者 支援金分	(A) × 2.59% =()円	(B) × 10,900円 =()円	7,000円	=()円 限度額: 26万円
総合計				円

※試算結果は、あくまでも概算であり、実際の保険税とは異なる場合があります。

※低所得世帯の軽減制度は考慮していません。

（一定以下の所得の場合は、所得額に応じ保険税が軽減されます。詳細は軽減制度のページをご確認ください。）